令和３年４月５日

保護者各位

藤井学園寒川高等学校

校 長 　乃 村　久 信

県外へ移動した場合の対応について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

　さて、昨年来新型コロナウイルス感染症拡大の状況の変化を見ながら、学校としてさまざまに対応してまいりました。そこで、昨年１２月１日より実施してきた、県外に移動せざるをえない生徒の対応についてですが、４月１日（木）から４月２４日（土）までの間、暫定的に下記のように取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

なお、今後も状況の変化を見ながら柔軟に対応していく予定です。度重なる変更でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．個人の都合で、香川県から出て他の都道府県へ移動した場合は、帰宅後７日間の自宅待機をお願いします。ただし、香川県内の移動であっても、他県から不特定多数の人間が集まると考えられる場所に行く場合（例：大学入試等）は、同じく帰宅後７日間の自宅待機をお願いします。この間の登校日については、出席停止扱いとします。自宅待機の間に発熱等風邪症状が見られない場合、８日目からは登校（帰寮）できます。＜変更＞

２．部活動の対外試合については、令和３年４月３日付香川県教育長からの通達「新型コロナウイルス対策における『感染拡大防止集中対策期』（４月４日～２４日）への移行を受けた学校の対応について」の第３項（下記）と同じ対応とします。＜追加＞

　３　部活動　　（１）　実施の可否について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 実施の可否 |
| ア | 県内の学校との練習試合・県内大会等への参加 | ○ |
| イ | 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加 |
| ウ | 県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記イを除く） | × |
| エ | 県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい |

※　４月１日以降、宿泊を伴う活動や県外遠征等（県外大会参加及び県外からの選手・チーム・指導者等の

招へいを含む）は中止すること。

３．県外へ出発した日から帰宅後１４日目までの行動記録をつけてください。＜継続＞

４．帰宅後、発熱等風邪症状が出た場合は、学校に連絡をするとともに、医療機関で受診し、その指示に従ってください。登校の時期については担任と相談をしてください。＜継続＞

以上